○経済産業省令・環境省令第七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十八年政令第三百七十七号）の施行に伴い、特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成
環境大臣　山本　公一

特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令

特定国際種事業に係る届出等に関する省令（平成七年総理府・通商産業省令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「別表第五の1の項」を「別表第五の2の項」に改める。

附　則

この省令は、平成二十九年一月二日から施行する。

○国土交通省令第八十六号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区　分	定　員	備　考
本　省	三九、五九九人	
観光庁	一〇三人	
気象庁	五、一六九人	
運輸安全委員会	一八〇人	事務局の職員の定員とする。
海上保安庁	一三、六二六人	
合　計	五八、六七七人	

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十七号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第十二条第一項第七号の規定に基づき、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

環境大臣　山本　公一

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）の一部を次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

○　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則（平成五年総理府令第九号）（抄）

改正後	改正前
（譲渡し等の禁止の適用除外）	（譲渡し等の禁止の適用除外）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2　法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。	2　法第十二条第一項第七号の環境省令で定める場合は、次の各号に掲げるものとする。
一～七　（略）	一～七　（略）
八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合	八　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第一項若しくは第二項若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第一項若しくは第二項の規定により定められた省令若しくは規則に基づき適法に採捕された個体若しくは漁業法第六十七条第一項の規定による指示に従って採捕された個体又はこれらの個体から繁殖させたものの譲渡し等をする場合
イ～ヘ　（略）	イ～ヘ　（略）
ト　*Neophocaena asiaeorientalis*（スナメリ）	ト　*Neophocaena phocaenoides*（スナメリ）
チ～ヌ　（略）	チ～ヌ　（略）
九　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって繁殖させたものの譲渡し等をする場合	九　次に掲げる国際希少野生動植物種の個体であって繁殖させたものの譲渡し等をする場合
イ　*Erythrura gouldiae*（コキンチョウ）	（新規）
ロ　*Neochmia ruficauda ruficauda*（ネオクニア・ルフィカウダ・ルフィカウダ）	（新規）
ハ　*Polytelis alexandrae*（テンニョインコ）	（新規）
ニ　*Polytelis anthopeplus monarchoides*（ポリュテリス・アントペプルス・モナルコイデス）	（新規）
ホ　*Polytelis swainsonii*（〃カヅキインコ）	（新規）
ヘ　*Chinchilla*属（チンチラ属）全種	イ　*Chinchilla*属（チンチラ属）全種
ト　*Lophophorus impejanus*（ニジキジ）	ロ　*Lophophorus impejanus*（ニジキジ）
チ　*Lophura swinhoii*（サンケイ）	ハ　*Lophura swinhoii*（サンケイ）
リ　*Syrmaticus ellioti*（カラヤマドリ）	ニ　*Syrmaticus ellioti*（カラヤマドリ）